

1 共謀罪についての立法経緯

- (1) 特定秘密保護法 先取りされた共謀罪
パリのテロに便乗して共謀罪制定を主張 高村、谷垣
小泉政権時代から過去3度も国会に上程され、いずれも反対運動により廃案に
再度、共謀罪提出
- (2) 導入動機の嘘—組織犯罪・テロ防止の条約締結のため
条約を軽視する政府—批准した条約も骨抜きに
子どもの権利条約、国際人権規約—国連人権規約委員会からの勧告を無視し続け
テロ防止の国際条約は日本は全て締結している。

2 「国際的な組織犯罪の防止に関する条約」(TOC条約又はパレルモ条約)

2000年11月15日第55回国連総会決議(国連越境犯罪防止条約)

- (1) 目的
金銭的利益その他の物質的利益を得るために犯罪行為を行うことを目的とするマフィアのような犯罪組織が行う犯罪行為の防止・措置についての国際的協力を推進するもの
- (2) 対象犯罪行為
 - ① 薬物・銃器の不正取引
 - ② 盗難品の密輸
 - ③ 詐欺・横領等の企業犯罪・経済犯罪
 - ④ 通貨・支払カード等の偽造
 - ⑤ 汚職
 - ⑥ 脱税、資金洗浄等の金融犯罪
 - ⑦ 売春
 - ⑧ 不法移民
 - ⑨ 女性・児童の密輸等
- (3) TOC条約の5条
締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪にするため、必要な立法その他の措置をとる。その犯罪は、犯罪行為の既遂又は未遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。
・重大な犯罪の実行の含意(合意内容の推進行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するものに限定することは可能)
*重大な犯罪=長期4年以上の自由刑を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪
- (4) 国内法制化に関する規定及び補足説明のための立法ガイドライン
「立法上の措置は締約国の国内の法律の基本原則と合致した方法で行えばよい。」
「国内法の起草者は、条約の意味と精神に集中すべき、新しい法が国内の法的な伝統・原則や基本法に一致するよう確実にすべき」

(5) 現行法

- ① 重大犯罪について共謀罪、陰謀罪が既に犯罪化されている。
- ② 国内法の予備罪・準備罪、軽犯罪法の予備行為の共謀者処罰は、TOC 条約の共謀罪と評価できる。
- ③ わが国の銃刀法等は、既に準備・予備段階の行為の犯罪化を行っている。
- ④ ①～③の教唆・幫助犯、共謀共同正犯が存在

(6) 条約の留保は可能

3 共謀罪の問題点

- ① 近代刑法の行為原理に違反する—自由の確保のため、犯罪は、単なる行為ではなく、社会に損害を与える行為でなければならないとする原理—犯罪とされる範囲が曖昧になる
- ② 犯罪は、実行に着手した時に処罰されるのが原則、未遂に至らない予備が処罰されるのは殺人、強盗、放火などの一部重罪のみ—共謀は予備に至らない段階で処罰することになる—思想・表現の自由・集会結社の自由などの人権侵害の危険性
- ③ 規制対象の犯罪・団体が広範に—国際的犯罪組織に限られない 市民団体、労働組合も対象に 676の犯罪が対象に→100程度減らす→公明党（300程度に）
- ④ 捜査方法に与える危険性—盗聴法と一体化
- ⑤ 司法取引・自首減免規定による「でっち上げ」「スパイ」の危険性

4 共謀罪の本質を考える

- (1) 表現の自由とは何か？民主主義にとっての意味
- (2) 政治的表現を行使するものとは？
少数者を保護することの重要性—公共的価値
- (3) 秩序維持優先の危険性—裁判官の中にある国法秩序論
具体的な権利侵害の危険性ではなく、観念的な秩序違反の過大評価

5 悪法反対運動に対する国民の対応

- (1) 濫用の危険性
- (2) 歴史に学ぶ必要性 治安維持法 小さく産んで大きく育てる
目的遂行罪の改正により被害の甚大化
「法が目的遂行うんぬんと極めて概括的な規定をなした点から言っても、なるべき広義に解すべきもの」（荻野富士夫「特高警察」岩波新書65頁）

6 秘密保護法と共謀罪、盗聴法の関係

- ① 秘密保護法により作られた政府の情報統制システム
政府の秘密は入りも出も、警察官僚出身の内閣情報官が全て統制
- ② 秘密保護法による共謀罪の制定—犯罪の予防目的を理由に市民が監視対象に（大垣市民監視事件—国会答弁「通常の警察活動」） 反政府活動を行う市民は秘密漏示を唆す危険性があるから監視の必要がある（仙台情報保全隊訴訟における国の主張）

③共謀罪の範囲の拡大—犯罪行為の範囲が詐欺、窃盗まで広がれば、警察の監視対象犯罪は無制限に近くなる。

犯罪予防のため、集会や団体内にスパイを送り込み、参加者を尾行・監視・盗聴する可能性—例：菅生事件

7 盗聴法の立法経過と現在の運用状況

◇1999年 盗聴法成立

対象犯罪：「薬物犯罪」「銃器犯罪」「集団密航」「組織的殺人」に限定

方法：裁判所の令状+携帯電話会社などの東京本社に出向き、社員の常時立ち会いでの盗聴が条件

◇運用実績

2011年 16件 無関係盗聴率 当初 7割程度、2011年 91%

令状請求が却下された件数0続いていたが、2011年 2件の却下

8 盗聴法改正の内容と問題点

◇2014年6月末 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」*最終報告

日弁連推薦委員を含む全員一致で可決

*2011年、足利事件などの再審無罪、村木厚労省局長事件における無罪判決と検察官による証拠ねつ造事件の発覚などを踏まえ、えん罪が起きない刑事司法をつくるため、一刻も早く全事件の全過程の取調の録画を実現する方法について議論をするために設置された。

◇取り調べの可視化（裁判員制度の対象事件に絞って、多くの例外規定が付けられた上で全過程の録画が義務づけられた）のと引き換えに、盗聴制度の大幅拡大と司法取引の導入が最終報告に盛り込まれた

◇法制審議会の最終報告では、窃盗や詐欺についてまで盗聴（通信傍受）の対象とし、NTT職員の立会も省略

司法取引制度を導入して、捜査機関に重要な情報を提供した被疑者には刑が減免される制度が導入。これまでも、共犯者が自分の刑を軽くするため、じっさいには関係のない他人を犯罪に引き込む供述が、多くつくられてきた。それを制度的に認めるもの。えん罪防止のための部会が、捜査機関の権限拡大のための場所—「焼け太り」

◇2015年3月国会に法案上程 刑事訴訟法等の改正（一括法案）

8月5日、衆院法務委員会で自民、公明、民主、維新などの賛成多数で可決

安保関連法強行「採決」 反対運動 冤罪被害者を中心とした反対運動

8月7日、衆院本会議で8月7日、自民・公明・民主・維新の賛成により可決

9月25日、参議院法務委員会において継続審議へ

◇2016年5月24日盗聴法拡大、司法取引の導入をはじめとする刑事訴訟法等改悪案が、自民、公明、民進などの賛成多数で可決、成立

9 IT技術を利用した情報収集の可能性

◇NSA(米「国家安全保障庁」)契約先技術者 エドワード・スノーデン氏

2013年6月米ワシントンポスト紙と英ガーディアン紙に情報を提供、NSA があらたに開発した「プリズム」というシステムを使って、SNS やクラウド・サービス、あるいはインターネットの接続業者など大手のIT企業9社から網羅的にデータを収集していたという事実を暴露。NSA 無線盗聴→IT 全体を監視下に

◇司法盗聴制度の議論も究極の行政盗聴システムである「プリズム」の存在を前提にして、日本の情報機関とこのシステムとの関係の究明が前提

1 0 監視国家、情報管理国家化

国家が国民を監視し、マイナンバー（個人番号）等により国民の情報の収集・管理、他方、国家の情報は、戦争につながる重要情報も特定秘密の壁により秘匿される。

特定秘密指定管理簿

特定秘密の種別	指定された年月日	指定する特定秘密の範囲	この指定について必要な措置	指定が解除されるまでの期間
国防	平成25年11月19日	（一部）	（一部）	（一部）

「特定秘密保護法に基づき、法務省が作成した「特定秘密指定管理簿」。概要、秘密指定した役人の署名まで非公開。

1 1 狙いと今後の反対運動の展望

- ◇通常国会での成立を目指す（菅官房長官）
- ◇戦争反対運動が作り出したもの 若者を始めとする広範な層の立ち上がり
国民が声を上げ始めた
- ◇戦争法廃止運動・秘密保護法廃止運動と併せて共謀罪反対の運動を盛り上げることの重要性と可能性
- ◇国民にとっての危険性と問題の所在を明確にした上で広げること
学習会、街宣、集会・デモなどで世論に訴えること
- ◇「テロとの闘い」という名目の虚偽性暴露の必要性
- ◇政権の言論弾圧との闘い—自由を守れ！
- ◇来るべき衆議院選挙での野党共闘の重要性

以上